



2025年5月16日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ワ コ ム  
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 兼 CEO 井 出 信 孝  
 (コード番号 6727【東証プライム】)  
 問 合 せ 先 CFO 小 島 周  
 電 話 03-5337-6502

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年5月16日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2025年6月26日開催予定の当社第42回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

剰余金の配当等に関して、中長期的な企業価値の向上及び株主共同の利益の観点から、総合的なキャッシュ・アロケーションを考慮した上で、配当額を機動的に決定できるようにするため、株主総会ではなく、取締役会の決議によって定めるものとしてきましたが、近年のコーポレート・ガバナンス体制の潮流を踏まえ、株主総会においても剰余金の配当等の決定権限を付与すべく、現行定款第39条（剰余金の配当等の決定機関）につきまして変更するものであります。また、監査役であった者に対する損害賠償請求権の消滅時効期間である10年が経過したことから、不要となった附則を削除するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は、変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(剰余金の配当等の決定機関) 第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>株主総会の決議によらず取締役会の決議により</u> 定める。	(剰余金の配当等の決定機関) 第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める <u>ことができる</u> 。
<u>附 則</u> (監査役の責任免除に関する経過措置)	(削 除)
第1条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定</u>	

により監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、第32回定時株主総会終結前の行為に関する同第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度で、取締役会の決議によって免除することができる。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025年6月26日（木曜日）
定款変更の効力発生日	2025年6月26日（木曜日）

以 上